

2026年7月13日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社は、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員2名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2026年1月から2026年6月までの間に支払審査委員会を5回開催し、計6件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は2件でした。
お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
傷害保険	● 被保険者が転倒事故により大腿骨骨折の傷害を負い入院した後、誤嚥性肺炎を発症し死亡しました。 ● 医療照会結果や死亡診断書等を踏まえて検討した結果、死亡には高齢や既往症などの内因的要素が大きく影響しており、事故による骨折と死亡との間に相当因果関係は認められないとして、傷害保険の死亡保険金のお支払対象に該当しないと判断しました。
傷害保険	● 被保険者が転倒事故による傷害の治療のため入院中、誤嚥性肺炎を発症し、その後死亡しました。 ● 事故経過や医療照会資料等を踏まえて検討した結果、誤嚥性肺炎の発症の契機となる外来的な事故の発生が確認できず、基礎疾患の影響が大きいと考えられることから、傷害保険における保険事故に該当しないとして、傷害保険の死亡保険金のお支払対象に該当しないと判断しました。